

介護老人保健施設愛の郷施設入所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人佐久平福祉会が開設する介護老人保健施設愛の郷（以下「施設」という）が行う介護保健施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、介護及び機能訓練その他必要な介助並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設愛の郷

(2) 所在地 長野県佐久市長土呂860番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	業務内容
施設長（管理者）	1名（サテライトと兼務）	施設の運営・管理
医師	1名以上（サテライトと兼務）	入所者に対して医学的管理を行い、看護、介護、機能訓練上の指導を行う
看護職員	7名以上	入所者の看護・介護全般
介護職員	18名以上	入所者の介護全般
支援相談員	1名以上（サテライトと兼務）	入所者・家族等の相談
理学療法士等	1名以上（サテライトと兼務）	日常生活を営むうえでの必要な機能、能力の維持、回復を目指した訓練
管理栄養士	1名（サテライトと兼務）	献立・調理指導、栄養業務全般
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成等
事務	1名（サテライトと兼務）	庶務、会計業務全般 等

(利用者の定員)

第5条 施設の入所者の定員は70名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(入退所)

第8条 その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難な場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入所申込者の利用に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。

6 検討については、医師、看護・介護職員、作業療法士、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 入所者が退所する際には、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所する際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所する者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第10条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 介護支援専門員は、利用者及び利用者の家族の希望、把握した解決すべき課題並びに医師

の治療の方針に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

- 4 介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的にを行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

（サービスの取扱方針）

- 第 11 条 入所者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。
- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 職員は、サービスの提供に当っては、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
 - 4 入所者又は他の入所者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
但し、やむを得ず行う場合は、施設管理者又は施設長が判断し、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
 - 5 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

（診療の方針）

- 第 12 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
 - 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
 - 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
 - 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に試用し、又は処方しない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

- 第 13 条 医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずる。
- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてならない。
 - 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合

には、診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。

- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

（機能訓練）

- 第 14 条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、作業療法、理学療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行なう。

（看護及び医学的管理の下における介護）

- 第 15 条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行う。
 - 3 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
 - 5 この他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 6 施設は、入所者に対して、入所者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

（食事の提供）

- 第 16 条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮して、適切な時間に行う。
また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。
- 2 食事の時間は、おおむね次の時間とする。
 - （１）朝食 7 時 3 0 分～
 - （２）昼食 1 2 時 0 0 分～
 - （３）夕食 1 8 時 0 0 分～

（相談及び援助）

- 第 17 条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（その他のサービスの提供）

- 第 18 条 適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（利用料等）

- 第 19 条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、契約書別紙記載の利用料の合計額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 前2項のほか、契約書別紙記載のその他の利用料を徴収する。
- 4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者及び家族に同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

（日課の励行）

第21条 入所者は、管理者や医師、作業療法士、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

（外出及び外泊）

第22条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第23条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第24条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（非常災害対策）

第25条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6カ月に1回は避難、救出、消火その他必要な訓練などを行う。

（利用に関する市町村への通知）

第26条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

（職員の質の確保）

第27条 職員の資質向上のための研修会を次のとおり実施する。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

- ② 継続研修 年2回以上

（職員の勤務条件）

第28条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人佐久平福祉会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第29条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診する。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年2回の健康診断を受診する。

（衛生管理等）

第30条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

（協力病院）

第31条 入所者の病状の急変等に備えるため、協力病院並びに協力歯科医院を下記のとおり定める。

金澤病院	佐久市岩村田804
佐久市立浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1
佐久総合病院	佐久市臼田197
あべ歯科医院	佐久市岩村田635

（掲示）

第32条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第33条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者及びその家族の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第34条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、入所者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情処理）

第35条 入所者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員から

の質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。

- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、長野県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、長野県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 36 条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第 37 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 38 条 施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業との会計と区分する。

(記録の整備)

- 第 39 条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録や身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況、事故に際してとった措置などの記録は、その完結の日から 5 年間保存する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 40 条 施設は、入所者の虐待の発生を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
 - (2) 虐待を防止するための指針を整備する。
 - (3) 職員に対する研修を定期的実施する。
 - (4) 第三号に措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 3 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 41 条 施設は担当職員の資格的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人佐久平福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 3 施設は適切なサービスをの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

- この規程は、平成 1 5 年 9 月 1 日 施行する。
- 平成 1 7 年 1 月 1 2 日 改定する
- 平成 2 7 年 8 月 1 日 改定する。
- 令和 1 年 1 0 月 1 日 改定する。（見直しを行い、内容や語句等整合性を図る）
- 令和 3 年 7 月 1 日 改定する。
- 令和 6 年 4 月 1 日 改定する。

介護老人保健施設愛の郷短期（介護予防短期）入所療養介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人佐久平福祉会が開設する介護老人保健施設愛の郷（以下「施設」という）が行う短期（介護予防短期）入所療養介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設では、短期（介護予防短期）入所療養介護の介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 介護老人保健施設愛の郷

（2）所在地 長野県佐久市長土呂860番地2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	業務内容
施設長（管理者）	1名（サテライトと兼務）	施設の運営・管理
医師	1名以上（サテライトと兼務）	入所者に対して医学的管理を行う
看護職員	7名以上	入所者の看護・介護全般
介護職員	18名以上	入所者の介護全般
支援相談員	1名以上（サテライトと兼務）	入所者・家族等の相談
理学療法士等	1名以上（サテライトと兼務）	日常生活を営むうえでの必要な機能、能力の維持、回復を目指した訓練
管理栄養士	1名（サテライトと兼務）	献立・調理指導、栄養業務全般
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成等
事務	1名（サテライトと兼務）	庶務、会計業務全般 等

（利用者の定員）

第5条 定員は、空床利用とする。

（通常の送迎の実施地域）

第6条 通常の実施地域は、次のとおりとする。

佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（受給資格等の確認）

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

（要介護認定の申請に係る援助）

第9条 利用する際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、利用する者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

（短期（介護予防短期）入所療養介護計画の作成）

第10条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、短期（介護予防短期）入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期（介護予防短期）入所療養介護計画を作成する。

2 短期（介護予防短期）入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成する。

3 短期（介護予防短期）入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明して同意を得る。

4 短期（介護予防短期）入所療養介護計画を作成した際には、計画を利用者に交付する。

（サービスの取扱方針）

第11条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、利用者の心身の状況等に応じて、

適切な療養を行う。

- 2 サービスの提供は、短期（予防短期）入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当っては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、必要な事項をわかりやすく説明する。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
但し、やむを得ず行う場合は、施設管理者又は施設長が判断し、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 5 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

（診療の方針）

第12条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
 - 3 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 4 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
 - 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。

（機能訓練）

第13条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、作業療法、理学療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行なう。

（看護及び医学的管理の下における介護）

- 第14条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
 - 5 この他、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 6 施設は、利用者に対して、利用者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

（食事の提供）

- 第15条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮して、適切な時間に行う。
また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。
- 2 食事の時間は、おおむね次の時間とする。

- （1）朝食 7時30分～
- （2）昼食 12時00分～
- （3）夕食 18時00分～

（その他のサービスの提供）

第16条 適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（利用料等）

第17条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙重要事項説明書記載の利用料の合計額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、別紙重要事項説明書記載のその他の利用料を徴収する。
- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者に同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第18条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（禁止行為）

第19条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（非常災害対策）

第20条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6カ月に1回は避難、救出、消火その他必要な訓練などを行う。

（利用に関する市町村への通知）

第21条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたときと認められるとき。

② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(職員の質の確保)

第 22 条 職員の資質向上のための研修会を次のとおり実施する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 2 回以上

(職員の勤務条件)

第 23 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人佐久平福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 24 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診する。
ただし、夜勤勤務に従事するものは、年 2 回の健康診断を受診する。

(衛生管理等)

第 25 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。
2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努める。

(掲示)

第 26 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 27 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
3 サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意を文書で得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 28 条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、利用者に対して当施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

(苦情処理)

第 29 条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、長野県国民健康保険団体連合会の調査に協

力するとともに、長野県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 30 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

(記録の整備)

第 31 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
2 利用者に対するサービス提供の諸記録や身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況、事故に際してとった措置などの記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(会計の区分)

第 32 条 施設は、短期(介護予防短期)入所療養介護サービス事業の会計を他の事業と区別する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 33 条 施設は、入所者の虐待の発生を防止するため、以下の措置を講じる。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
(6) 虐待を防止するための指針を整備する。
(7) 職員に対する研修を定期的を実施する。
(8) 第三号に措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
3 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(入所者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 34 条 施設は担当職員の資的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人佐久平福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
3 施設は適切なサービスをの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 1 日 施行する。
平成 1 7 年 1 月 1 2 日 改定する。
平成 2 7 年 8 月 1 日 改定する。
令和 1 年 1 0 月 1 日 改定する。（見直しを行い、内容や語句等正確性を図る）
令和 3 年 7 月 1 日 改定する。
令和 6 年 4 月 1 日 改定する。

介護老人保健施設愛の郷 重要事項説明書

1 施設の概要

① 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設愛の郷
- ・開設年月日 平成15年 9月 1日
- ・所在地 長野県佐久市長土呂860-2
- ・電話番号 0267-67-8870 ・FAX 0267-67-8871
- ・管理者名 社会福祉法人 佐久平福祉会
介護老人保健施設愛の郷 施設長 蓑輪 康
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2051780043）

②施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護・機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、1日でも早くご家庭での生活に戻られるために、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの支援も行います。

また、居宅で生活をする利用者の方が、その生活を1日でも長く継続いただけるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといった居宅サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設でもあります。

③施設の対象者

年齢65歳以上で、要介護認定における介護度が1～5の認定を受けられた方。または、年齢40～64歳で初老期認知症、脳血管障害などの老化に起因する15の病気（特定疾病）によって、要介護1～5の認定を受けられている方が対象となります。（但し、入院治療の必要の無い状態の方に限ります）。（短期入所療養介護・通所リハビリテーションに関しては、“要支援”の方も対象となります）。

利用に関しては利用者の病状、身体状況等確認の上、申込みに必要となる施設所定の用紙の記載、提出をいただき、施設入退所委員会において判定の上、決定させていただきます。

④施設の定員等

入所定員	70名
通所定員	30名

療養室	一般棟	個室	14室
		4人室	4室
	認知症棟	個室	4室
		4人室	9室

⑤施設の職員体制

・医師（施設兼務）	1名以上
・看護職員	7名以上
・介護職員	18名以上
・理学療法士等	1名以上
・支援相談員	1名以上
・管理栄養士	1名
・介護支援専門員	1名以上
・事務職員	必要数

2 サービス内容

サービス利用の説明にあたり、利用希望の方の介護保険証を確認させていただきます。

①施設サービス計画の立案

介護老人保健施設では、どのようなケアサービスを提供すれば住み慣れたご家庭での生活が可能な状態になるかという施設サービス計画、またご家庭での生活を継続していただけるためにどのようなケア・リハビリを提供していくかという短期療養介護計画・通所リハビリテーション計画に基づいて提供されます。この計画は、施設サービス計画作成担当者である介護支援専門員が中心となり、ご利用に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び扶養者の方のご希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

②食 事

食事は原則として食堂でおとりいただきます。

当施設は管理栄養士の給食管理のもと、適時適温の食事提供を行います。

- ・朝食 7時 30分～
- ・昼食 12時 00分～
- ・夕食 18時 00分～

③入 浴

- ・少なくとも週2回入浴を予定いたします。利用者の身体状況により一般浴・介助浴・特殊浴となります。また身体の状態に応じて清拭となる場合もあります。

④医学的管理・看護

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして必要な医療・看護を行います。

⑤介護

施設サービス計画・短期療養介護計画・通所リハビリテーション計画に基づいて実施いたします。

⑥機能訓練

原則として医師の指示を受けた作業療法士・理学療法士により、機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑦相談援助サービス

施設には支援相談の専門職種として、支援相談員が常勤していますので、お気軽にご相談下さい。また、要望や苦情なども支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

⑧行政手続き代行

⑨その他

3 利用料金

① 介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。詳細については、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

② 支払い方法

施設入所、短期入所療養介護、通所リハビリは毎月 1 回請求書を発行いたします。請求書の料金を確認の上お支払い下さい。お支払い方法等は別紙「支払い承諾書」にてご確認ください。

4 協力医療機関

当施設では、病院・歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変したような場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- | | |
|------------|---|
| ・ 協力医療機関 | ・ 佐久市立国保浅間総合病院
佐久市大字岩村田 1 8 6 2 - 1 番地 |
| | ・ 佐久総合病院
佐久市臼田 1 9 7 番地 |
| | ・ 金澤病院
佐久市大字岩村田 8 0 4 番地 |
| ・ 協力歯科医療機関 | ・ あべ歯科医院
佐久市大字岩村田 6 3 6 - 6 番地 |

また、当施設での対応が困難になったり、専門的な対応が必要になった場合には責任をもって他の機関を紹介いたします。

5 非常災害対策

- ・ 防災訓練 年2回以上実施
- ・ 防災設備 スプリンクラー設備 全館
消火器14本

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の“営利行為”“宗教の勧誘”“特定の政治活動”は禁止いたします。

7 要望又は苦情等の申し出

別紙参照

8 施設入所、短期入所療養介護利用にあたっての留意事項

- ①原則として、衣類等の洗濯に関しては、ご利用者をお願いしております。洗濯物は療養室のリネン庫に置きますので、ご家庭にて洗濯の後、療養室へお持ち下さい。また、諸事情により洗濯が困難な場合はご相談下さい。
- ②居室内の整理のためにも、持ち物は最小限にして下さい。お持ちいただく衣類等には必ずご記名をお願いいたします。持ち物についてはパンフレットに記載されている「入所時、短期入所療養介護に必要な持ち物」にてご確認ください。また、金銭・貴重品の持ち込みについては、ご遠慮下さい。紛失について責任を負いかねます。
- ③面会時間は朝8時から、20時となっています。尚、面会時間以外の面会についてはご相談下さい。
- ④外出・外泊は所定の用紙をご提出いただき、施設長の許可を得た上でお願いいたします。
- ⑤当施設は管理栄養士・栄養士による食事管理を行っておりますので、利用者への多量の食べ物の差し入れ等はご遠慮下さい。
- ⑥飲酒・喫煙に関しては、病態に照らし施設長の許可が必要となります。なお、お持ちいただいた酒類・たばこは、サービスステーションにて管理させていただきます。
- ⑦外泊中の医療機関への受診については、施設への届出と施設長の許可を受けた上でお願いいたします。（外泊中であっても、施設による医学的な管理のもとによることに変わりありません。また受診医療機関へは必要な情報提供を行います）。
- ⑧ご家族の皆様には、入所中に介護技術を身につけられるようお勧めいたします。なお療養生活についての理解・工夫について施設長がアドバイスいたします。また、介護教室も開催いたしますので、お気軽にご参加下さい。
- ⑨職員への金品等のお心遣いはかたくお断りいたします。

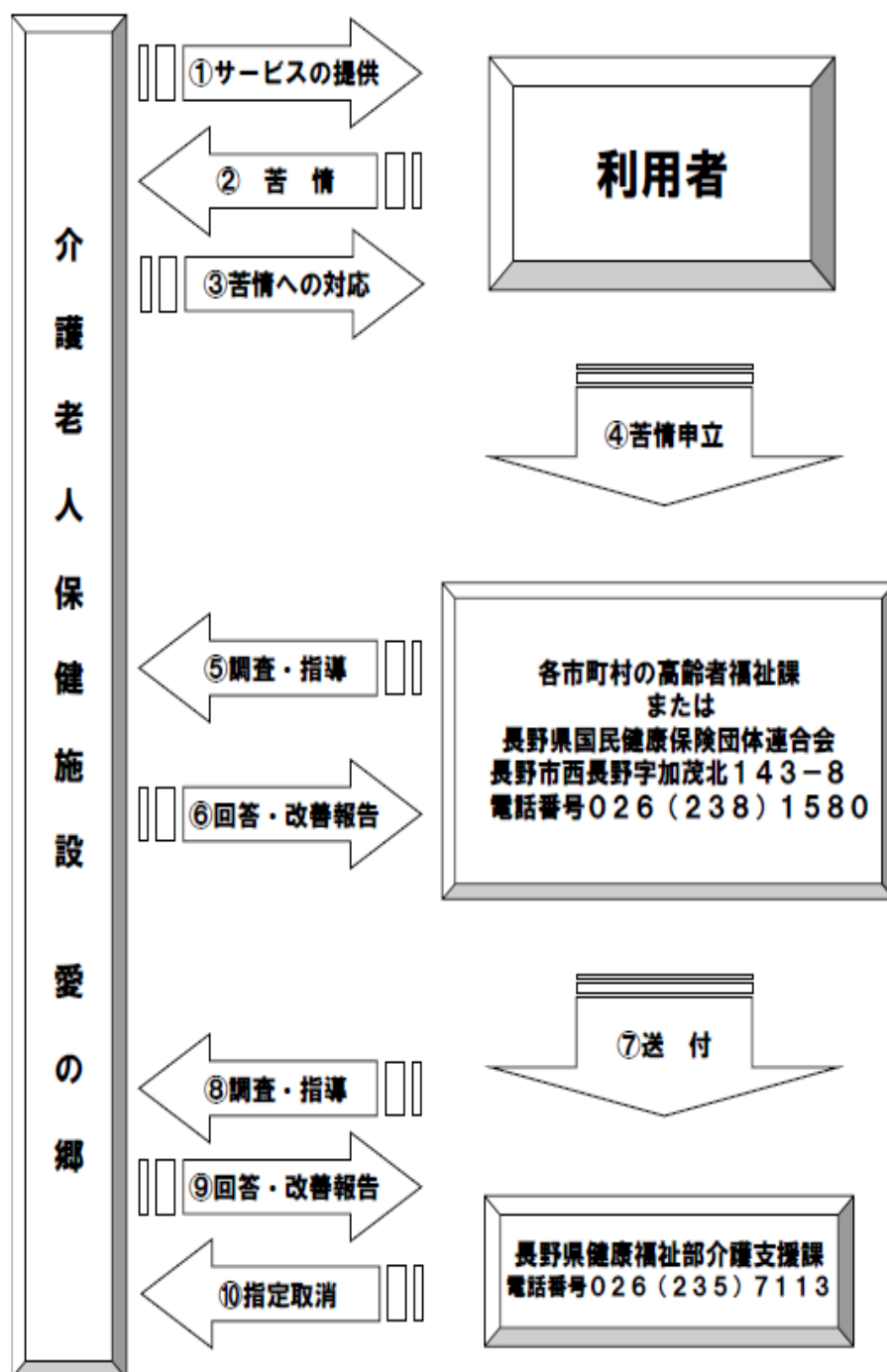
9 通所利用にあたっての留意事項

- ①送迎対象地域は、佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町となっています。
- ②持ち物についてはパンフレットに記載されている「通所リハビリに必要な持ち物」にてご確認ください。

10 不明な点等につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

重要事項説明書別紙

介護サービスに対する苦情処理の流れ



利用料支払い同意書

社会福祉法人 佐久平福祉会

年 月 日

介護老人保健施設 愛の郷

施設長殿

私_____は、介護老人保健施設愛の郷の利用料を、請求書が届き次第
下記の方法で月末までに速やかに支払います。

支払い形式

1. 現金支払い（窓口にて）
2. 銀行振り込み（振り込み手数料は利用者様負担をお願い致します。）
3. 口座引き落とし ※別用紙記入
八十二銀行【毎月20日 金融機関が休みの場合は翌日】
他金融機関【毎月27日 金融機関が休みの場合は翌日】 手数料（150円）がかかります。

① 本人

〒 _____
住所 _____
電話番号 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 印

② 金銭管理者（連帯保証人1・身元引受人）※後見人等

〒 _____
住所 _____
電話番号 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 印 続柄 _____

③ 連帯保証人2（連帯保証人1別の生計同一世帯）

〒 _____
住所 _____
電話番号 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 印 続柄 _____

・請求領収書送付先（下記送付先に○をお願い致します。）

① 本人宛 ・ ② 金銭管理者 ・ ③ その他（ ）に郵送して下さい。

・連帯保証人は、生計同一世帯以外とで2名お願いします。

2022.9.1

重要事項説明書(別紙)

介護老人保健施設愛の郷（本体）入所料金 介護保険負担割合（１割・２割・３割）

入所基本料金（１日につき下記料金がかかります）						令和 6年 8月より												
多床室(4人部屋)		認知症加算 2Fのみ	サービス提供体 制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	自己負担(1日) (1～3割負担)	第一		第二		第三の一		第三の二		第四				
介護度	介護保険(1～3割負担)					食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費			
要介護1	871()	76	18	24	989()	300	0	430	430	430	430	490						
要介護2	947()	76	18	24	1065()													
要介護3	1014()	76	18	24	1132()													
要介護4	1072()	76	18	24	1190()													
要介護5	1125()	76	18	24	1243()													
従来型(個室)			サービス提供体 制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	自己負担(1日) (1～3割負担)	300		390	650	1360	1700							
介護度	介護保険(1～3割負担)																	
要介護1	788()						18					24	830()					
要介護2	863()						18					24	905()					
要介護3	928()						18					24	970()	550	550	1370	1370	2060
要介護4	985()						18					24	1027()					
要介護5	1040()						18					24	1082()					

- ※ 入所後30日以内に限り上記料金に30円/日加算されます。
※ 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて362円/日となります。
※ 食事料金は、1食単位となります。
※ 入所者の身体状態により、ターミナルケア加算として72円、160円、910円、1900円/日を加算する場合があります。
※ 利用者の身体レベルによって、療養食加算(6円/食)が加算される場合があります。(糖尿病食、腎臓病、心臓病食などの場合)
※ 利用者の身体レベルによって、経口移行加算(28円/日)、経口維持加算(400円/月、100円/月)が加算される場合があります。
※ 病院等から入所された場合に3ヶ月間短期集中リハビリ加算及び認知症短期集中リハビリ加算各1回240円加算されます。
※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本サービス費(食事代・居住費除く)に7.5%(およそ1829円～2889円/月)加算されます。
※ 職員の体制等で月単位で加算料金が変動することもあります。
※ 同意を得て入所前に入所者の居室を訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合【入所前後訪問指導加算(Ⅰ)】450円加算されます。
※ 退所後の主治医に対して入所者の同意を得て診療状況を文書を送って紹介を行った場合【退所時情報提供加算】500円加算されます。
※ 入所者様へ継続的に情報管理を行うと環境マネジメント加算(Ⅰ)30円/月もしくは(Ⅱ)130円/月が加算されます。
※ 科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の向上と科学的介護の取組を推進した場合(40円/月)加算されます。

その他の料金（ご利用者の希望選択が出来ます）

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ① 日常生活品費(おしぼり・石鹸・おしり拭きタオル・洗剤) | 1日あたり 100円 |
| ② 教養娯楽費（誕生日カード・色紙・レクリエーション道具） | 50円 |
| ③ 電気代（電化製品により） | 10円～50円 |

利用者様名 _____ 様

料金表の説明を行いました。
社会福祉法人 佐久平福祉会 介護老人保健施設 愛の郷
令和 年 月 日 説明者氏名: _____ 印

料金表の説明を受け同意しました。
令和 年 月 日 代理人氏名: _____ 印

1日にかかる費用(円)	
自己負担	円
食費	円
居住費	円
その他料金	円
総額	円
おおよそのひと月の金額(31日として)	
円	

重要事項説明書(別紙)

介護老人保健施設愛の郷（本体）短期入所料金表

介護保険負担割合（１割・２割・３割）

入所基本料金（１日につき下記料金がかかります） R6年8月より

多床室(4人部屋)		認知症加算 2Fのみ	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	自己負担(1日) (1～3割負担)	第一		第二		第三の一		第三の二		第四													
介護度	介護保険(1～3割負担)					食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費												
要支援1	658()			18	24	700()	0	430	430	430	430	430	490														
要支援2	817()			18	24	859()																					
要介護1	875()		76	18	24	993()																					
要介護2	951()		76	18	24	1069()																					
要介護3	1014()		76	18	24	1132()																					
要介護4	1071()	76	18	24	1189()	300		600		1000		1300		1700													
要介護5	1129()	76	18	24	1247()																						
従来型(個室)			サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	自己負担(1日) (1～3割負担)																						
介護度	介護保険(1～3割負担)																										
要支援1	619()																								18	24	661()
要支援2	762()																								18	24	804()
要介護1	794()																								18	24	836()
要介護2	867()																								18	24	909()
要介護3	930()																								18	24	972()
要介護4	988()																								18	24	1030()
要介護5	1044()																								18	24	1086()

※ 送迎が必要な場合には、片道につき184円が加算されます。

※ 食事料金は、1食単位となります。

※ 利用者さんの身体レベルによって、1食あたり療養食加算8円が加算される場合があります。(糖尿病食、腎臓病、心臓病食などの場合)

※ 職員の体制等で月単位で加算料金が変動することもあります。

※ 要介護度4・5の方で手厚い医療が必要な状態(胃ろう・瘻管の吸引等)の場合1日あたり120円が加算されます。

※ ケアプランに計画されていない緊急的なショートステイを利用された時は、1日あたり90円が加算されます(7日間まで)*やむを得ない事情の時(14日間)

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本サービス費(食事代・居住費除く)に7.5%加算されます。

※ おおよそ3泊以上で希望がある場合は個別リハビリテーション実施加算1回240円を加算することがあります。

その他の料金 (ご利用者の希望選択が出来ます)

① 日常生活品費(おしぼり・石鹸・おしり拭きタオル・洗剤)

② 教養娯楽費(誕生日カード・色紙・レクリエーション道具)

③ 電気代(電化製品により)

1日あたり

100円

50円

10円～50円

食費の内訳 令和元年10月1日～

朝食	369円	朝食	445円
昼食	546円	昼食	645円
15時おやつ	80円	15時おやつ	80円
夕食	450円	夕食	530円

1日にかかる費用	
自己負担	円
食費	円
居住費	円
その他の料金	円
利用料の総額	円

おおよその短期入所期間内の利用料

居室形態	料金
多床室	円
従来型個室	円

料金表の説明を行いました。
社会福祉法人 佐久平福祉会 介護老人保健施設 愛の郷

令和 年 月 日 説明者氏名: 印

料金表の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日 代理人氏名: 印

利用者様名 様